

# 里山里海地域資源維持・継承支援事業

## 1 目的

本県では令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨の発生により、里山里海<sup>※</sup>地域における様々な地域資源の損壊や、二次避難者の増加などによる地域活動の縮小・休止によるコミュニティ機能の低下などがみられている。このため、こうした地域資源の維持・復旧や、地域コミュニティの維持・継承に向けた地域住民等による取り組みを支援する。

### (定義)

※「里山」とは、長年にわたる人の暮らしと農林業などの営みにより形成されてきた地域で、二次林、ため池、農地、集落などがモザイク状に組み合わさって形成されている地域  
「里海」とは、人々がさまざまな海の恵みを得ながら生活するなど、人の暮らしと深い関わりを持つ沿岸域

## 2 助成対象者

### (1) 助成事業の実施者

任意の活動組織、NPO 法人、各種団体等

### (2) 前項の助成事業の実施者は、次の各号をすべて満たすものとする。

- ① 本県の里山里海地域に事務所等を有し、石川県内で活動していること。
- ② 原則として申請事業の取組地域と同一の地域に所在していること。
- ③ 補助対象事業を遂行できる組織体制を有していること。
- ④ 複数人で構成され、かつ、地域の代表者（区長等）の推薦を得ていること。
- ⑤ 申請者が所在する集落内において、令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨による被災状況が確認できること。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- ⑦ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ⑧ 暴力団又は暴力団の統制下にある団体でないこと。

## 3 助成対象事業

### (1) 助成対象事業は、次のいずれか、又は両方に該当する取組とする。

- ① 被災した里山里海地域の資源の維持・復旧に資する取組<sup>※</sup>
- ② 被災した里山里海地域におけるコミュニティの維持・継承に向けた取組<sup>※</sup>

### ※3(1)①に定める取組テーマは、以下の通りです。

- ① 集落の景観形成に寄与する地域の共有財産の維持・復旧に資する取組  
例：ホテルの群生地等地域の賑わいの拠点となっていた景観の再生に向けた取組など
- ② 地域の伝統文化・慣習等の維持に不可欠な地域の共有財産の維持・復旧に資する取組  
例：伝統芸能などの実施に必要な地域の共有財産の補修や再購入など
- ③ その他、いしかわ里山づくり推進協議会が適当と認めるもの

※3 (1) ②に定める取組テーマは以下の通りです。

① 集落景観の保全や創造などを通じて地域の賑わいづくりを図る取組

例：花や木などを植える、集約することなどを通じた賑わいの拠点づくりなどの取組

② 地域の伝統文化・慣習などの継承に資する取組

例：伝統文化・慣習等の継承に向け、若い世代への意識啓発を図る取組

③ 地域への交流人口の拡大に資する取組

例：地域の散策ツアーの開催や地域内のマップ作成など

④ その他、いしかわ里山づくり推進協議会が適当と認めるもの

(2) 前項の助成対象事業は、次の各号をすべて満たす取組とする。

① 原則として国又は県から他の補助金等を受けない事業であること。

② 事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと。ただし、高度な専門性が必要などの合理的な取り組みがある場合はこの限りではない。

③ 助成期間終了後も事業を継続して取り組む仕組みや体制が考えられており、一過性のものでないこと。

④ 地域課題や住民ニーズに対応し、地域を巻き込んだ取組で、地域への波及効果が見込めること。

⑤ 「地域の伝統文化・慣習等」に関する取組のうち、地域の祭りの再開に向けた取組については、「地域の祭り再開支援事業（文化振興課）」を活用することとし、本事業の対象外とする。

#### 4 助成内容

事業実施期間	助成限度額	助成率
交付決定日から 1年以内	50万円	10/10

※ 震災発生以後（令和6年1月1日以後）、または、豪雨発生以後（令和6年9月21日以後）の取組内容が助成対象となります。

#### 5 助成対象経費

以下の経費について、助成対象とします。助成対象となるか否か不明な場合は、管轄の農林総合事務所企画調整室または石川県農林水産部里山振興室へ事前にご確認ください。

費目	内容
謝金	専門家に指導・助言等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
普通旅費	情報収集等を行うための旅費として、事業実施主体の構成員等に支払われる経費
特別旅費	講師や、専門家に指導・助言等を受けた際、講師や専門家に旅費として支払われる経費
会場借料	会場費として支払われる経費
会場整備費	イベント等の会場の装飾等を行うために支払われる経費
印刷製本費	資料等の印刷費として支払われる経費
資料購入費	図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費

通信運搬費	郵便代、運送代等として支払われる経費
調査研究費	事業遂行に必要なニーズ調査等を行うための費用、データ等を購入する費用又は調査員を雇う費用等として支払われる経費
パンフレット等 製作費	展示会や試作品を周知させるために配布するパンフレット・ポスター等を製作、あるいはHP作成等のために支払われる経費
広告宣伝費	事業遂行に必要な広告媒体等を活用する費用として支払われる経費
通訳・翻訳料	通訳又は翻訳を依頼する場合に支払われる経費
雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するため臨時的に雇い入れた者の賃金又は派遣労働者の派遣料、その交通費として支払われる経費
保険料	イベント開催等に掛かる保険料等として支払われる経費
借損料	復旧工事やイベント開催等に必要な機械装置、事務機器等のレンタル料、リース料として支払われる経費
設備処分費	地域の共有財産の復旧にあたって必要な、破損した設備や瓦礫類等の処分経費（交付決定額の1/2を上限とする）
コンサルタント費	コンサルタント会社等を活用する費用として支払われる経費
委託費	イベント開催等を委託する場合に支払われる経費
工事請負費	復旧工事等を外部の業者に依頼する場合に支払われる経費
消耗品費	必要な資材などの消耗品を購入するために支払われる経費
備品費	必要な備品を購入するために支払われる経費
その他	上記以外の費用で、いしかわ里山づくり推進協議会が特に必要と認める経費

#### ※「助成対象外経費」について

以下の経費については、助成対象外となります。

- ・団体の経常的な運営費、事務室の賃借料、コピー機のリース料など
- ・常勤雇用者の手当、役員報酬など、組織運営に係る人件費など
- ・汎用性があり、助成対象事業以外に使用できる可能性が高いもの（パソコン、プリンタ等）
- ・飲食に要する経費、専門家等への土産代、接遇費など
- ・出資、出捐、貸付に要する経費
- ・土地の取得、補償に要する経費
- ・施設整備又は1件10万円以上の機械等購入に要する経費
- ・宗教活動や政治活動に関する経費
- ・他の組織や団体への運営に係る負担金、助成金、寄付金等
- ・その他、いしかわ里山づくり協議会が不相当と認める経費

6 募集期間 令和8年3月31日（火）まで  
※随時募集を受け付けます

7 採択件数 各年度約20件

#### 8 申請から事業開始までの流れ

- ①交付申請書・事業計画書等の申請書類の提出
- ②事務局において要件等の審査
- ③事務局から申請者に対して交付決定通知の発出
- ④事業開始

## 9 申請から事業完了までの提出書類等

時点	提出書類	備 考
申請時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・団体概要</li> <li>・推薦書</li> <li>・被害を公的に証明するもの</li> <li>※罹（被）災証明書等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の様式で作成してください。様式は石川県農林水産部里山振興室のホームページからダウンロードできます。 <a href="https://www.pref.ishikawa.lg.jp/satoyama/fund/r6koubo_hisaitiikisien.html">https://www.pref.ishikawa.lg.jp/satoyama/fund/r6koubo_hisaitiikisien.html</a></li> </ul>
変更時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更申請書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※事業開始後、以下にあてはまる場合に提出してください</li> <li>・助成対象事業の主たる内容を変更する時</li> <li>・助成対象事業の事業費の2割を超える増減が発生した時</li> </ul>
完了時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※事業完了後に提出してください</li> </ul>

### 10 助成金の交付

原則として、事業期間終了後の精算払となりますが、いしかわ里山づくり推進協議会が必要と認める場合は、交付決定額の8割を限度として、事業期間の途中で交付を受けることができます。

### 11 その他、助成事業の実施に係る留意点等

助成事業に採択された場合は、以下の①から⑨について、ご了承ください。

- ① 交付決定を受けた後、助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、または助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 助成金額確定にあたり、助成対象物件や帳簿類の確認ができない場合、当該物件等に係る金額は、助成対象外となります。
- ③ 助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、助成事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効果的運用を図ってください。  
これらの財産の処分等に当たっては、事前に、いしかわ里山づくり推進協議会の承認を得なければなりません。また、処分等によって得た収入の一部をいしかわ里山づくり推進協議会に納付しなければならない場合があります。
- ④ 助成事業に係る経理については、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑤ 助成事業期間中の進捗状況確認及び助成事業終了後の確定検査のため、いしかわ里山づくり推進協議会が実地検査に入ることがあります。
- ⑥ 助成事業期間終了後においても、いしかわ里山づくり推進協議会が実施する取組状況等に関する調査に協力しなければなりません。
- ⑦ 以下のいずれかに該当する場合は、助成金の交付を停止します。
  - ア 各メニューの要領に規定する助成対象者の要件を満たさなくなった場合
  - イ 事業を途中で休止又は中止した場合
  - ウ 事業が適切に行われていないと協議会が判断した場合
  - エ いしかわ里山づくり推進協議会が実施する実地検査に協力しない場合

- ⑧ 助成事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）の他、いしかわ里山づくり推進協議会が不正受給と判断した場合、助成金の交付取消・返還等を行うことがあります。
- ⑨ 本助成金は税務会計上、収益として計上されるものであり、法人税・所得税の課税対象となります（消費税は課税対象になりません）。したがって、関係法令に基づき適正な税務申告を行ってください。

### （書類の提出先）

事務所名	所在地、連絡先	所管区域
南加賀農林総合事務所 企画調整室	〒920-0801 小松市園町ハ108-1 （石川県小松合同庁舎内） TEL 0761-23-1707 FAX 0761-23-1207	小松市、加賀市、 能美市、川 北町
石川農林総合事務所 企画調整室	〒924-0864 白山市馬場2丁目113番地 TEL 076-276-0528 FAX 076-276-2745	白山市、野々市 市
県央農林総合事務所 企画調整室	〒920-8214 金沢市直江南2丁目1番地 （石川県直江庁舎内） TEL 076-239-1750 FAX 076-239-1720	金沢市、かほく 市、津幡町、 内灘町
中能登農林総合事務所 企画調整室	〒926-0852 七尾市小島町二部33番地 （石川県七尾合同庁舎内） TEL 0767-52-2583 FAX 0767-52-3151	羽咋市、七尾市、 宝達志水 町、志賀町、 中能登町
奥能登農林総合事務所 企画調整室	〒929-2392 輪島市三井町洲衛10-11-1 （能登空港ターミナルビル内） TEL 0768-26-2320 FAX 0768-26-2331	輪島市、珠洲市、 穴水町、能 登町

### （公募事業に関する問合せ先）

上記の農林総合事務所企画調整室または石川県農林水産部里山振興室までお願いします。

石川県農林水産部 里山振興室（いしかわ里山づくり推進協議会 事務局）

所在地 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
TEL 076-225-1648  
FAX 076-225-1618